# 関税暫定措置法施行令第三十二条第二項第三号の農林水産省令で定める方法を定める省令 （平成二十六年農林水産省令第六十九号）

関税暫定措置法施行令第三十二条第二項第三号の農林水産省令で定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

###### 一

関税暫定措置法施行令第三十二条第二項第三号に掲げる物品（以下「高糖度原料糖」という。）から砂糖水以外の砂糖を精製する場合

###### 二

高糖度原料糖から砂糖水を精製する場合

# 附　則

この省令は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日から施行する。